

## 広島県依存症専門医療機関等選定要領

(目的)

第1条 県内において、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行う専門医療機関（以下「広島県依存症専門医療機関」という。）及び治療拠点となる医療機関（以下「広島県依存症治療拠点機関」という。）を選定することにより、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにすることを目的とする。

(広島県依存症専門医療機関の配置)

第2条 広島県依存症専門医療機関は、原則として、広島県保健医療計画に定める二次保健医療圏に1か所以上配置するものとする。

(広島県依存症治療拠点機関の配置)

第3条 広島県依存症治療拠点機関は、県内に1か所以上配置するものとする。

(広島県依存症専門医療機関の選定基準)

第4条 広島県依存症専門医療機関は、次の各号の選定基準をすべて満たす保健医療機関の中から選定する。

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有すること。
- (2) 依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療又は認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 次のアからウの依存症に係る研修のいずれかを一つ修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。

ア アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修

「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」

「依存症対策地域支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」

イ アルコール健康障害に係る研修

重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修

ウ 薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修

依存症集団療法の算定対象となる研修

- (4) 依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に広島県に報告できる体制を有していること。
- (5) 依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）

及び依存症回復支援機関等と継続的な連携が図られること。

(広島県依存症治療拠点機関の選定基準)

第5条 広島県依存症治療拠点機関は、次の各号の選定基準をすべて満たす保健医療機関の中から選定するものとする。

- (1) 前条の選定基準を満たしていること。
- (2) 次のアからエの運営が可能なものであること。

ア 広島県依存症専門医療機関の連携拠点機関として県等と連携を図りながら活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。

イ 県内において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと。

ウ 県内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。

エ 対象疾患すべてについて、各々の当該研修を修了した医師が1名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていることを目指すこと。(これらの多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい)

(広島県依存症専門医療機関の選定手続)

第6条 広島県依存症専門医療機関は、第4条の選定基準を満たし、かつ第2項の規定に基づき申請のあった医療機関のうちから、広島県知事が選定する。

- 2 広島県依存症専門医療機関の選定を受けようとする医療機関は、広島県依存症専門医療機関選定申請書(別紙様式)を提出しなければならない。
- 3 広島県依存症専門医療機関を選定するに当たっては、診療対象の依存症(アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症)を併せて選定する。
- 4 知事は、第1項の選定を受けた医療機関が、第4条の選定基準を満たさなくなったと認めるときは、選定を取り消すことができる。

(広島県依存症治療拠点機関の選定手続)

第7条 広島県依存症治療拠点機関は、第5条の選定基準を満たす医療機関のうちから、広島県知事が選定する。

- 2 広島県依存症治療拠点機関を選定するに当たっては、診療対象の依存症(アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症)を併せて選定する。
- 3 第1項の選定にあたっては、広島県依存症専門医療機関等選定委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第1項の選定を受けた医療機関が、第5条の選定基準を満たさなくなったと認めるときは、選定を取り消すことができる。

(広島県依存症専門医療機関等選定委員会の組織)

第8条 委員会は、別表に掲げる関係機関及び団体で構成し、委員の互選によって委員長を選出する。

(広島県依存症専門医療機関等選定委員の職務)

第9条 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。

2 委員長が事故その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できないときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは委員会で諮るものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

所 属
広島精神神経学会
一般社団法人広島県精神科病院協会
国立精神医療施設長協議会
公益社団法人全国自治体病院協議会
広島県精神神経科診療所協会
日本総合病院精神医学会
一般社団法人広島県医師会
広島県健康福祉局

別紙様式

広島県依存症専門医療機関選定申請書

年 月 日

広島県知事様

機 関 名

所 在 地

代表者氏名

広島県依存症専門医療機関等選定要領第6条の規定に基づき、広島県依存症専門医療機関として選定を受けたいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- ・ 広島県依存症専門医療機関調査票

(別紙様式関連①)

広島県依存症専門医療機関調査票

年 月 日現在

医療機関名					
所在地					
管理者氏名					
代表者氏名					
連絡先					
専門医療機関の選定を希望する依存症の対象疾患 ※1枚の申請書につき、1疾患のみを選択	アルコール		薬物	ギャンブル等	
人員配置の有無 ※別紙様式関連②に医師一覧を記載	精神保健指定医		公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医		
依存症に関する医療の提供	依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療の実施		認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療の実施		
研修の受講状況 ※別紙様式関連③に研修受講者一覧を記載	①	②	③	④	
	依存症治療指導者養成研修	依存症医療研修	重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修	依存症集団療法の算定対象となる研修	
依存症の診療実績の有無	有 ・ 無				
診療実績を定期的に県へ報告できる体制の有無	有 ・ 無				
依存症関連問題に対する継続的な連携の実施	相談機関	医療機関	民間団体	依存症回復支援機関	その他

※該当する項目欄に○印を記載すること。



